

●香川県告示第44号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、高松港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和2年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
朝日7	基点第1号から184度26分41秒に引いた線、基点第1号から基点第5号までを結んだ線及び基点第5号から341度27分53秒に引いた線と水際線により囲まれた陸域

2 基点の位置

第1号	四等三角点新町（北緯34度21分45.1805秒、東経134度03分48.1014秒）から169度34分09秒、422.59メートル、高松市朝日新町1番1地先の表示杭
第2号	基点第1号から274度09分35秒、90.37メートル、高松市朝日新町1番1地先の表示杭
第3号	基点第2号から4度26分50秒、400.23メートル、高松市朝日新町1番10地先の表示杭
第4号	基点第3号から94度18分02秒、68.51メートル、高松市朝日新町1番10地先の表示杭
第5号	基点第4号から4度33分24秒、10.01メートル、高松市朝日新町1番48地先の表示杭